


市立岡谷病院・健康保険岡谷塩嶺病院の 診療統合のお知らせ！



市立岡谷病院・健康保険岡谷塩嶺病院では、本年4月1日から経営統合し、岡谷市病院事業として新たな体制がスタートしたことを受け、7月1日から診療統合を順次実施していくことになりましたので、その内容をお知らせします。

診療統合に伴い、患者さんには大変ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

外来について

今回の統合の対象になる診療科目は、消化器外科および甲状腺内分泌外科の2科目です。塩嶺病院の外来診療は、7月中は従来どおりの体制で行いますが、8月からは徐々に縮小し、岡谷病院へ移行していきます。

心臓血管外科および呼吸器外科は、今までどおり塩嶺病院で行います。

消化器外科・甲状腺内分泌外科の外来診療の日程変更は次のとおりです

7月……… **岡谷病院** 塩嶺病院で担当していた医師により週1回のペースで始まります。

塩嶺病院 今までどおりの診療です。

8月以降… **岡谷病院** 週2回の診療となり、順次回数が増えていきます。

塩嶺病院 段階的に縮小します。（病院窓口でご案内します）

10月……… 全て岡谷病院での診療となります。

手術について

現在、塩嶺病院で実施している消化器外科・甲状腺内分泌外科の手術は、7月16日からは原則的に岡谷病院での実施となります。

心臓血管外科・呼吸器外科の手術は、今までどおり、塩嶺病院で行います。

留意事項

★外来診療において、塩嶺病院に通院されていた患者さんが岡谷病院で診察を受ける際は、同じ医師の診療になる場合について新たな初診料をいただくことはありません。

★担当医師、外来日程等詳しい診療案内については、両病院へ直接お問い合わせください。

問合せ

市立岡谷病院 ☎23-8000(代)

岡谷塩嶺病院 ☎22-3595(代)

国民健康保険高齢受給者証 および 老人医療受給者証をお持ちの方へ

8月から負担割合が変わる場合があります

現在、70歳以上の国保加入者および老人保健の対象となっている75歳以上の方（昭和7年9月30日以前生れの方および65歳以上で一定の障害のある方を含む）には、所得に応じて1割または2割の医療費負担をしていただいています。毎年判定を行っていますが、平成18年8月から以下の基準に従い判定の結果、割合が変更になる場合があります。

【判定基準】 ☆住民税の課税所得が **145万円以上** の高齢者（70歳以上）

平成18年8、9月まで **2割**

↓
平成18年10月から **3割**

ただし、同一世帯の70歳以上の方の平成17年中の収入の合計額が、以下の額に満たない場合には、申請されますと1割負担になります。また、税制改正に伴い、所得区分が上がる方には経過措置がとられる場合があります。

（注）申請がない場合は、2割（平成18年10月からは3割）として判定します。

（基準収入額）

	年間収入	H16年中
複数世帯	520万円	← 621万円
単身世帯	383万円	← 484万円

※65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含みます

収入額が基準額未満に該当されると思われる方には、「基準収入額適用申請書」をお送りします。①収入額のわかる書類（確定申告書の控え等）、②国民健康保険高齢受給者証または、老人医療受給者証、③印鑑、④送付された「基準収入額適用申請書」を持参のうえ、市役所1階健康推進課へ、申請手続きにおいでください。

国民健康保険高齢受給者証 は、毎年、新しい受給者証を発行しています。

老人医療受給者証 の負担割合に変更のない場合は、新たな受給者証は発行しませんので、引き続き今までのもをお使いください。

◆住民税非課税世帯の方へ◆

世帯員全員が住民税非課税の場合、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。入院時等に医療機関に提示すると、一部負担金や食事代が減額されます。該当になると思われる方は申請してください。

なお、老人保健の対象となっている方で、該当になると思われる方に申請書をお送りします。



手続きや制度の内容など、詳しくは 健康推進課（内線1186）までお問い合わせください